

令和8年度 保健事業計画一覧

①特定健診事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
特定健診	特定健診	生活習慣病予防・改善のため、令和8年度中に40～75歳の誕生日を迎える組合員と被扶養者及び任意継続組合員とその被扶養者に対し、7月に特定健診「受診券」を発行する。対象者は特定健診指定医療機関で個別健診や市町国保の集団検診で特定健診を受診する。ただし、一般組合員本人については、1日ドックや毎年事業主で実施される定期健康診断による実施に替える。	7～12月	令和8年度中に40～75歳を迎える組合員及び被扶養者 ※75歳の誕生日を迎える方は、75歳の誕生日の前日まで受診が可能
特定保健指導	特定保健指導	上記特定健診の結果から、共済組合が「動機づけ支援」「積極的支援」に階層化した特定保健指導対象者に「利用券」を発行し、特定保健指導を実施する。 また、組合員本人については、訪問型又は遠隔面談型特定保健指導を導入し、所属で特定保健指導を利用できるように実施する。	9月以降	上記の健診結果の特定保健指導対象者

②健康管理事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
健診事業	1日ドック (互助会と共同実施)	疾病の早期発見のために身体の総合的機能検査を行い、組合員の健康保持を図る。 なお、40歳以上の組合員の健診結果については、特定健診として管理する。	4～10月	令和8年度当初年齢が35歳及び40歳以上の組合員希望者
	頭部MRI・MRA検診	生活習慣病及び脳血管障害等の疾病の早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康保持増進を図る。	4～10月	令和8年度当初年齢が39,44,49,54,59,64,69,74歳の組合員
	乳がん検診	乳がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和8年度当初年齢が、40歳以上の偶数年齢の女性組合員
	子宮頸がん検診	子宮頸がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和8年度当初年齢が21歳以上の奇数年齢の女性組合員
	前立腺がん検診	前立腺がんの早期発見に努め、その経費を補助し、組合員の健康の保持増進を図る。	4～10月	令和8年度当初年齢が50歳以上の男性組合員
	大腸がん検診	大腸がんの早期発見のため、免疫学的便潜血検査を実施し、組合員の健康維持増進を図る。 委託医療機関が、該当する組合員から提出された検体を検査する。	12月頃	令和8年度中に40歳以上になる組合員希望者 (1日ドック決定者を除く)
健康づくり	健康ポイント付与事業	運動や検診受診といった組合員の健康課題の解決に向けた行動に対し、景品と交換可能な健康ポイントを付与することで自発的な健康習慣の形成を促す。）	7月～	全組合員（任意継続を除く）
	健康増進セミナー	組合員にとってリスクが高いとされる食事及び睡眠週刊について、適切な生活習慣を身に着けるためのセミナーを開催し、健康づくりを考える場を提供する。	7月～9月	組合員希望者 歯と口：50名×1回 運動：50名×1回
	健康管理・メンタルヘルス講習会（ラインケア）	職場での健康管理に対し、指導的立場にある管理職及び衛生管理者を対象にした援助・指導のためのメンタルヘルス講習会を開催する。	6月～9月	管理職等希望者 24名×3回
	健康管理・メンタルヘルス講習会（セルフケア）	学校現場特有の職場環境やストレス要因を自覚し、多忙な中でも自己のメンタルヘルスの状態と向き合う為の知識や手段について学ぶ講習会を開催する。	7月～8月	組合員希望者 50名×2回、15名×1回 ※うち1回は若手職員限定で開催
	健康・メンタルヘルス出前講座 (講師派遣型) (費用助成型) (相談員派遣型)	所属・部会または県・市町教育委員会等が、組合員のからだの健康づくりやメンタルヘルスについての研修会を開催する際に、その講師を共済組合が「派遣」したり、「費用を助成」したりすることで、組合員への研修や相談の機会が設けられ、組合員が抱える不安や悩みの早期解決と健康の保持増進に役立てる。 また、メンタルヘルスに関する講師派遣型については、講演後に、組合員の希望により講師(精神科医、公認心理師、臨床心理士の場合に限る)との個別相談を行うことができる。	4～2月	全所属 各部会等
	教職員相談事業 (民間医療機関メンタルヘルス相談室)	職場や家庭における不調や不安を感じている組合員とその家族に対し、気軽に相談できる場を設け、心身ともに健康で快適な生活ができるよう、「民間医療機関メンタルヘルス相談室」を設置し、支援する。	4～3月	組合員及び被扶養者
	特定健診結果提供者に対する健康グッズ送付事業	特定健診結果の写しを提供した被扶養者や任意継続組合員に対し、健康グッズを送付する。	4～3月	令和8年度中に40～75歳を迎える任意継続組合員及び被扶養者で、自費で健診を受け結果を提供した者

③一般事業

事業名		事業内容	実施予定期間	対象者
教養・文化関係	ライフプラン推進事業 (教育委員会・互助会との共同事業)	<生活充実型講演会>	8月	組合員及び配偶者 ※組合員の年齢は問いません
		<退職準備型講演会>	8月～10月	50歳以上の組合員及び配偶者
へき地関係	渡船チャーター事業	離島に勤務する組合員又は被扶養者が急病のために、渡船をチャーターした場合、その経費の一部を補助し、負担の軽減を図る。	年間	離島に勤務する組合員及びその被扶養者
その他	トータルライフサポート事業	組合員の多様なニーズに対応するため、アウトソーシングを活用した育児介護に対する補助を行う	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	「グランデはがくれ」婚礼利用補助	組合員本人又は子の結婚に際し、「グランデはがくれ」を結婚披露宴に利用した場合、その経費の一部を補助する。	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	「グランデはがくれ」法事利用補助	組合員の親族の法事に際し、「グランデはがくれ」を利用した場合、その経費の一部を補助する。	年間	全組合員 (任意継続組合員は対象外)
	退職記念祝賀事業	組合員の退職に際し、「グランデはがくれ」の利用券を送る。	3月末	教育長表彰受賞者 (感謝状のみの者も含む)